

# 児童虐待とは

保護者など子どもを監護する人によって引き起こされる、子どもの心身の成長や発達を害する行為です。保護者が子どものことを思っての「しつけ」だと考えていても、子どもへの「体罰」や「暴言」は虐待です。

※子どもへの体罰は法律で禁止されています。

## 大きく以下の4つに分類されます

子どもの身体を傷つけること

### 身体的虐待

- 殴る
- 蹴る
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- など

子どもの養育を十分に行わないこと

### ネグレクト

- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 重い病気になっても病院に連れて行かない
- など

言葉で攻撃することや拒否すること

### 心理的虐待

- 言葉による脅し
- 無視
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
- など

子どもにわいせつな行為をすること

### 性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする
- など

児童虐待かな？と思ったら連絡・相談してください

児童相談所虐待対応ダイヤル

189(いちはやく)番へ

※一部のIP電話からはつながりません。

通話料無料  
児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル  
**189**

児童相談所

名古屋市中央児童相談所 ..... 052-757-6111

(千種、東、北、中、昭和、守山、名東区にお住まいの方)

※休日・時間外の緊急通告 052-757-6112

名古屋市西部児童相談所 ..... 052-365-3231

(西、中村、熱田、中川、港区にお住まいの方)

※休日・時間外の緊急通告 052-365-3252

名古屋市東部児童相談所 ..... 052-899-4630

(瑞穂、南、緑、天白区にお住まいの方)

※休日・時間外の緊急通告 052-899-4631

相談日 月～金曜日(年末年始(12/29～1/3)・祝日を除く)

時間 8:45～17:30

○連絡は匿名で行なうことも可能です

○連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

●区役所民生子ども課民生子ども係、支所区民福祉課保護・子ども係でも相談を受け付けています。

子育てに悩む保護者や子ども自身の「SOS」に応えます

なごやっ子SOS 24時間365日 ..... 052-761-4152

### 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときには、公式LINEアカウント「親子のための相談LINE」を友だち登録の上、ご相談ください。

- ・匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談ができます。
- ・相談内容の秘密は守られます。
- ・24時間365日受け付けています。



### 子育てについて考えてみませんか？

イライラしない子育て講座 -10分でわかる子育てのとておきのコツ-

自宅などで気軽に子育てについて考え、学び、実践できるよう動画を配信しています。各回10分程度の時間で気軽に見ることが出来る内容です。動画を見て実践してみましょう！

動画へのリンクはこちら



制作：名古屋市

制作協力：陽氣会

賛：明治安田生命

協力：名古屋グランパス

または イライラしない子育て講座 検索

ご存じですか？

# 名古屋市児童を虐待から守る条例

平成25年4月1日制定から  
10年が経過しました !!



### 名古屋市児童を虐待から守る条例のあらまし

この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有や提言、通告に係る児童の安全の確認や虐待を受けた児童等に対する支援などに関して必要な事項を定め、児童の心身の健やかな成長や発達に寄与することを目的として、議員提案により制定されました。

# 条例では次のようなことを定めています

## 第4条 市の責務

- 虐待を受けた児童の安全の確保を最優先とすること。
- 児童を虐待から守るために必要な施策をとること。
- 児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務などについて広報・啓発活動を行うこと。
- 児童が自ら心身の安全を確保できるよう、関係機関と連携し、児童に対して情報の提供や必要な事業を行うこと。
- 警察、関係機関等、地域社会による虐待の予防のための取り組みに対する積極的な支援に努めること。

## 第7条 関係機関等の 責務

- 市が実施する虐待の予防のための施策に協力するとともに、専門的知識・経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めること。

## 第11条 情報の共有

- 市は、児童相談所と福祉事務所との情報共有に必要な措置を講ずるとともに、関係機関との適切な情報共有に努めること。

## 第5条 市民の責務

- 児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力すること。
- 虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めること。

## 第8条 虐待の予防

- 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させよう努めること。

## 第6条 保護者の責務

- 虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めること。

## 第10条 地域の 相談支援拠点

- 市は虐待の予防や早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定できること。

## 第13条 児童の安全確認等

- 虐待通告に係る児童の安全確認において、保護者や同居人は協力するとともに、近隣住民、住宅の管理者、その他関係機関においては協力の求めに応じるよう努めること。

## 第20条 児童虐待防止 推進月間

- 市民に虐待防止等への理解と協力を求めるため、毎年5月と11月を児童虐待防止推進月間とすること。



ウェブサイト案内

名古屋市児童を虐待から守る条例の全文は、名古屋市の公式ウェブサイトからご覧ることができます。